○財務省告示第二百九十九号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正し、令和八年十一月九日から適用する。

令和八年十一月六日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏	各省各庁の長が保管する現金	歳入歳出外現金出納官吏
［略］	［略］　［略］	［同上］	［同上］　［同上］
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金	［略］　［略］ 農林水産省 ［略］ 漁業調整事務所の歳入歳出外現金出納官吏 ［略］　［略］	会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の四第一項に規定する保証金及び第二十九条の九第一項に規定する契約保証金	［同上］　［同上］ 農林水産省 ［同上］ 漁業調整事務所の歳入出外現金出納官吏 ［同上］　［同上］
［略］	［略］　［略］	［同上］	［同上］　［同上］
裁判所において保管する現金	裁判所 ［略］ 神戸地方裁判所姫路支部の歳入歳出外現金出納官吏 奈良地方裁判所葛城支部の歳入歳出外現金出納官吏 ［略］ 津地方裁判所伊勢支部の歳入歳出外現金出納官吏 富山地方裁判所高岡支部の歳入歳出外現金出納官吏 ［略］ 福岡地方裁判所田川支部の歳入歳出外現金出納官吏 長崎地方裁判所佐世保支部の歳入歳出外現金出納官吏 大分地方裁判所杵築支部の歳入歳出外現金出納官吏	裁判所において保管する現金	裁判所 ［同上］ 神戸地方裁判所姫路支部の歳入歳出外現金出納官吏 神戸地方裁判所豊岡支部の歳入歳出外現金出納官吏 奈良地方裁判所葛城支部の歳入歳出外現金出納官吏 ［同上］ 津地方裁判所伊勢支部の歳入歳出外現金出納官吏 岐阜地方裁判所多治見支部の歳入歳出外現金出納官吏 金沢地方裁判所七尾支部の歳入歳出外現金出納官吏 富山地方裁判所高岡支部の歳入歳出外現金出納官吏 ［同上］ 福岡地方裁判所田川支部の歳入歳出外現金出納官吏 長崎地方裁判所大村支部の歳入歳出外現金出納官吏 長崎地方裁判所島原支部の歳入歳出外現金出納官吏 長崎地方裁判所佐世保支部の歳入歳出外現金出納官吏 長崎地方裁判所壱岐支部の歳入歳出外現金出納官吏